

2024年12月（2025年1月引き落とし分）から

DB等の他制度に加入している方（公務員を含む）は、

iDeCoの拠出限度額が1.2万円→最大2万円に変わります

2024年12月以降の変更点



iDeCoの掛金額を最大2万円※1まで引き上げることができるようになります。

※1 DB等の他制度掛金相当額と企業型DCの事業主掛金額の合計額が3.5万円以下の場合。なお、3.5万円を超えるケースなど、拠出限度額については裏面も合わせてご確認ください。

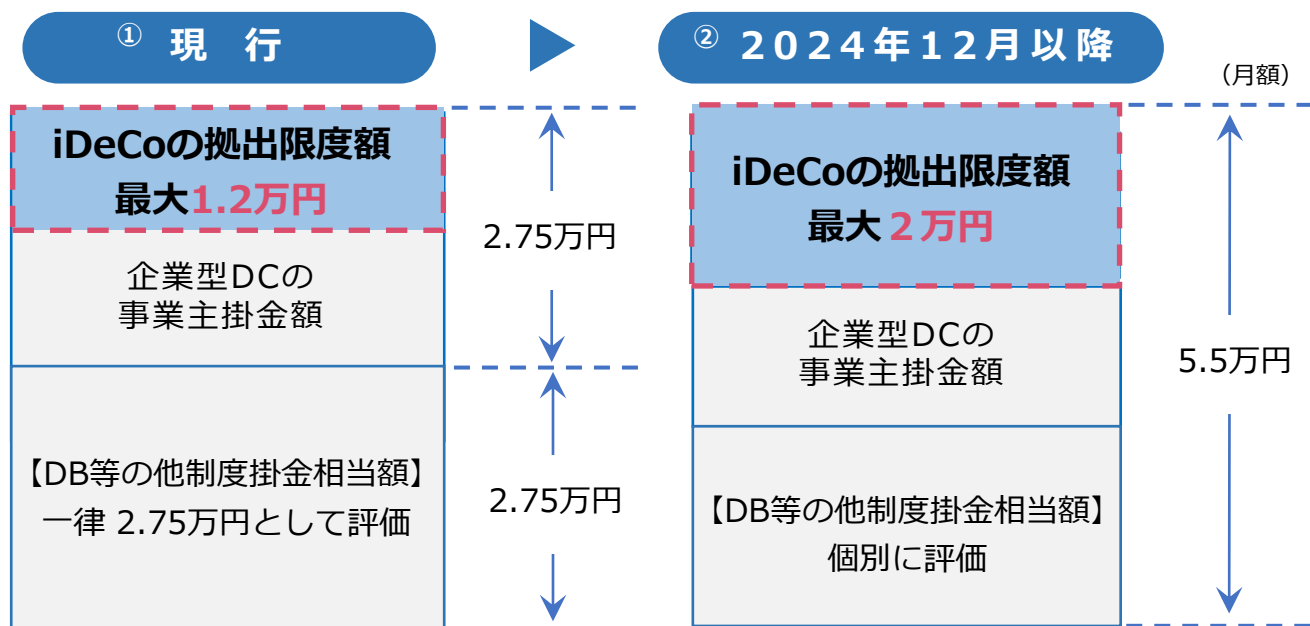
【現在のiDeCoの制度と2024年12月の改正の背景】

- 現行の制度では、DB等※2の他制度に加入している方のiDeCoの拠出限度額は、1.2万円が上限となっています。（図①）

※2 確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、公務員の退職等年金給付（共済）

- 2024年12月以降、加入するDB等の他制度掛金相当額（公務員は共済掛金相当額）の評価方法を実態にあった算定方法へ見直し、他制度に加入する方の拠出限度額について公平を図ります。（図②）

【現行】：一律、月額2.75万円 ⇒ 【変更後】：個別に評価



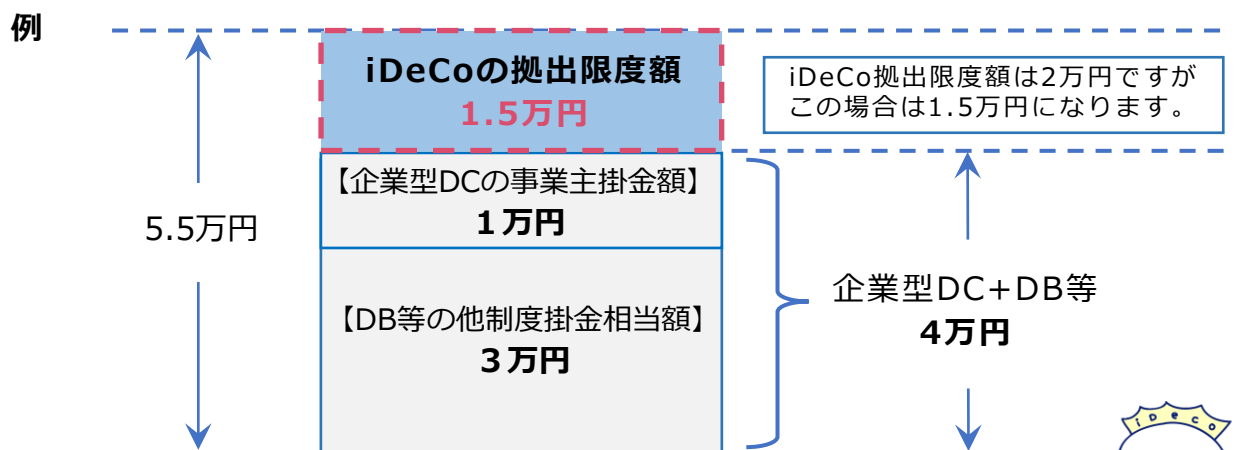
※ DB等の他制度のみに加入している方（企業型DC非加入者）の企業型DCの事業主掛金額はないものと考えます。

- ① 月額2.75万円から各月の企業型DCの事業主掛金額を控除した残余の範囲内（**最大1.2万円**）で、iDeCoの掛金を毎月拠出
（各月の企業型DCの事業主掛金が1.55万円を超えると、iDeCoの掛金が減額）
- ② 月額5.5万円から事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額）を控除した残余の範囲内（**最大2万円**）で、iDeCoの掛金を毎月拠出
（事業主の拠出額が3.5万円を超えると、iDeCoの掛金が減額）

拠出限度額（掛金額の上限）に関する注意事項

各月の企業型DCの事業主掛金額やDB等の他制度掛金相当額の評価額によっては、iDeCoの拠出限度額が2万円とならない場合があります。

例：企業型DCとDB等の他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合
月額5.5万円－4万円＝**1.5万円が上限**



お手続きが必要な方について

- 拠出限度額の引き上げに併せて、**掛金額の変更を希望される方はお手続きが必要です。**
- DB等の他制度に加入している方（公務員の方を含む）のiDeCoの掛金の拠出方法は、**毎月定額拠出のみ可能**となります。現在、iDeCoの掛金が年単位拠出となっている方は、**毎月定額拠出への変更のお手続きが必要です。**
- 毎月定額拠出への切り替え手続きを行わなかった場合、**2024年12月掛金（2025年1月引き落とし）以降、iDeCo掛金が拠出停止となります。**

iDeCo掛金額の変更のお手続き、毎月定額拠出への変更のお手続きの詳細は、**ご自身がiDeCoの手続きをした金融機関等（運営管理機関）へお問い合わせください。**



ご注意ください

実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額で決まります。なお、DB等の他制度掛金相当額には、公務員の共済掛金相当額も含み、複数のDB等に加算の場合、各々の掛金相当額の合算が必要です。

既にiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額によっては、現在拠出しているiDeCoの掛金が減額調整されたり、iDeCoの掛金の最低額（月額5千円）を下回り掛金を拠出できなくなる可能性があります。

- iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の脱退一時金の取り扱いはこちらの二次元コードからご確認ください。
- 企業型DCの事業主掛金額は、企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）の加入者専用サイトでご確認ください。
- DB等の他制度掛金相当額は、事業主（人事や福利厚生担当者等）にご確認ください。



厚生労働省ウェブサイト
(2020年の制度改正/2024年12月施行)